草津市認知症初期集中支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた 地域の環境で暮らし続けられることを目的として認知症の人およびその家族に対し て行う認知症初期集中支援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

- 第2条 支援チームは、市が委嘱した認知症専門医の指導の下、複数の専門職が家族の 訴え等により認知症が疑われる人または認知症の人(以下「訪問支援対象者」という。) およびその家族に対して訪問、観察・評価等の初期の支援を包括的、集中的に行い、 自立生活のサポートを行うものとする。
- 2 支援チームは、地域包括支援センター職員、市関係機関職員、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、認知症サポート医、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師、認知症疾患医療センター職員、介護事業者等との連携を常に意識し、情報を共有するものとする。

(支援チームの構成)

- 第3条 支援チームは、第1号に掲げる専門職2名以上および第2号に掲げる医師1名 の計3名以上で構成する。
  - (1) 次に掲げる専門職
    - ア 保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士また は介護福祉士の資格を有する者
    - イ 認知症ケアまたは在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験のある 者
    - ウ 国が別途定める認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、必要な知識・技能 を修得した者(やむを得ない事由により同研修を受講していないが、国が定める 研修を受講した支援チームの構成員から同研修の内容を指導された者を含む。)。
  - (2) 日本老年精神医学会もしくは日本認知症学会の定める専門医または認知症疾 患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師 であって認知症サポート医であるもの

(支援チームの構成員の役割)

- 第4条 前条第1項第1号に掲げる専門職は、訪問支援対象者の認知症の包括的観察・ 評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。
- 2 前条第1項第2号に掲げる医師は、他の支援チームの構成員を後方支援し、認知症 に関して専門的見識から指導・助言等を行うとともに、必要に応じて支援チームの構 成員とともに訪問し、相談を受けるものとする。
- 3 初回の観察・評価の訪問をする場合の支援チームの構成員の数は、原則として医療 系職員と介護系職員のそれぞれ1名以上の計2名以上とする。

(訪問支援対象者)

- 第5条 訪問支援対象者は、原則として、40歳以上の在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人または認知症の人であって、次の各号のいずれかにに該当するものとする。
  - (1) 医療サービスまたは介護サービスのいずれも中断し、または受けていない者であって、次のいずれかに該当するもの
    - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
    - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
    - ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者
    - エ 介護サービスが中断している者
  - (2) 医療サービスまたは介護サービスを受けているが認知症の行動心理症状が顕著 な者であって、対応に苦慮しているもの

(訪問対象者の把握)

第6条 支援チームは、訪問支援対象者について、本人の現病歴、生活情報等に加え家族の状況等を情報収集するとともに指定された観察・評価票を用いて、認知症の包括的観察・評価を行う。

(初回訪問時の支援)

第7条 支援チームは、初回訪問時に、認知症の包括的観察・評価、基本的な認知症に 関する正しい情報の提供、専門的医療機関への受診および介護保険サービスの利用の 効果に関する説明ならびに訪問対象者およびその家族の心理的サポートおよび助言 を行う。

(チーム員会議の開催)

- 第8条 支援チームは、初回訪問後、訪問支援対象者毎に、観察・評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容および支援頻度を検討するため、チーム員会議を行う。 (初期集中支援の実施)
- 第9条 支援チームは、初期集中支援として、医療機関への受診が必要な場合の訪問対象者への動機付け、継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア、生活環境の改善の支援等を行う。

(地域包括支援センター職員の引継)

- 第10条 支援チームは、初期集中支援を終了したときは、地域包括支援センター、担 当介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で円滑に引き継ぎを行うこととする。
- 2 チーム員会議は、引継の2か月後に、サービスの利用状況等を評価し、必要性を判断の上、随時モニタリングを行うものとする。

(記録等の保管)

第11条 支援チームは、訪問対象者に関する情報、観察・評価結果、初期集中支援の

内容等を記録した書類を適切に管理・保管しなければならない。 (検討委員会)

第12条 市長は、医療機関との連携を図り、支援チームの設置および活動を検討し、 医療・保健・福祉に携わる関係者等から構成される認知症初期集中支援チーム検討 委員会を設置する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、市長が定める。 付 則

この要綱は、平成28年8月3日から施行し、平成28年7月1日の認知症初期集中 支援事業から適用する。